

諸外国の雇用維持政策

令和4年7月14日

(独)労働政策研究・研修機構
副所長 天瀬 光二

各国の雇用維持スキーム導入状況

国名	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
危機前からスキームがあった国	●	●		●	●
コロナ禍でアクセスと範囲を拡大させた国	●	●		●	●
コロナ禍で助成額を増加させた国	●	●		●	●
非正規労働者にアクセスを拡大させた国	●	●			●
スキームを新たに導入した国			●		

出所: OECD(2020) Table 1. Countries have adjusted existing job retention schemes or adopted new ones

(<https://www.oecd.org/coronavirus/policy-responses/job-retention-schemes-during-the-covid-19-lockdown-and-beyond-0853ba1d/>)

注: OECD(2020)は、雇用維持スキーム(job retention schemes)を短時間勤務制度(STW)に着目して整理している。表上の非正規労働者には、有期労働者、派遣労働者の他、独立自営業者が含まれていることに留意。フランスの部分的失業制度は、独立自営労働者を対象としていないが、新たに設立された連帯基金の支援を独立自営業者が受けられるようになったため、アクセスを非正規にも拡大したと解釈している。また、アメリカは、操業短縮補償(STC)を雇用維持スキームとしてみなし危機前からスキームがあったと整理しているが、これは全州に存在するスキームではなく、認知度は必ずしも高くない。

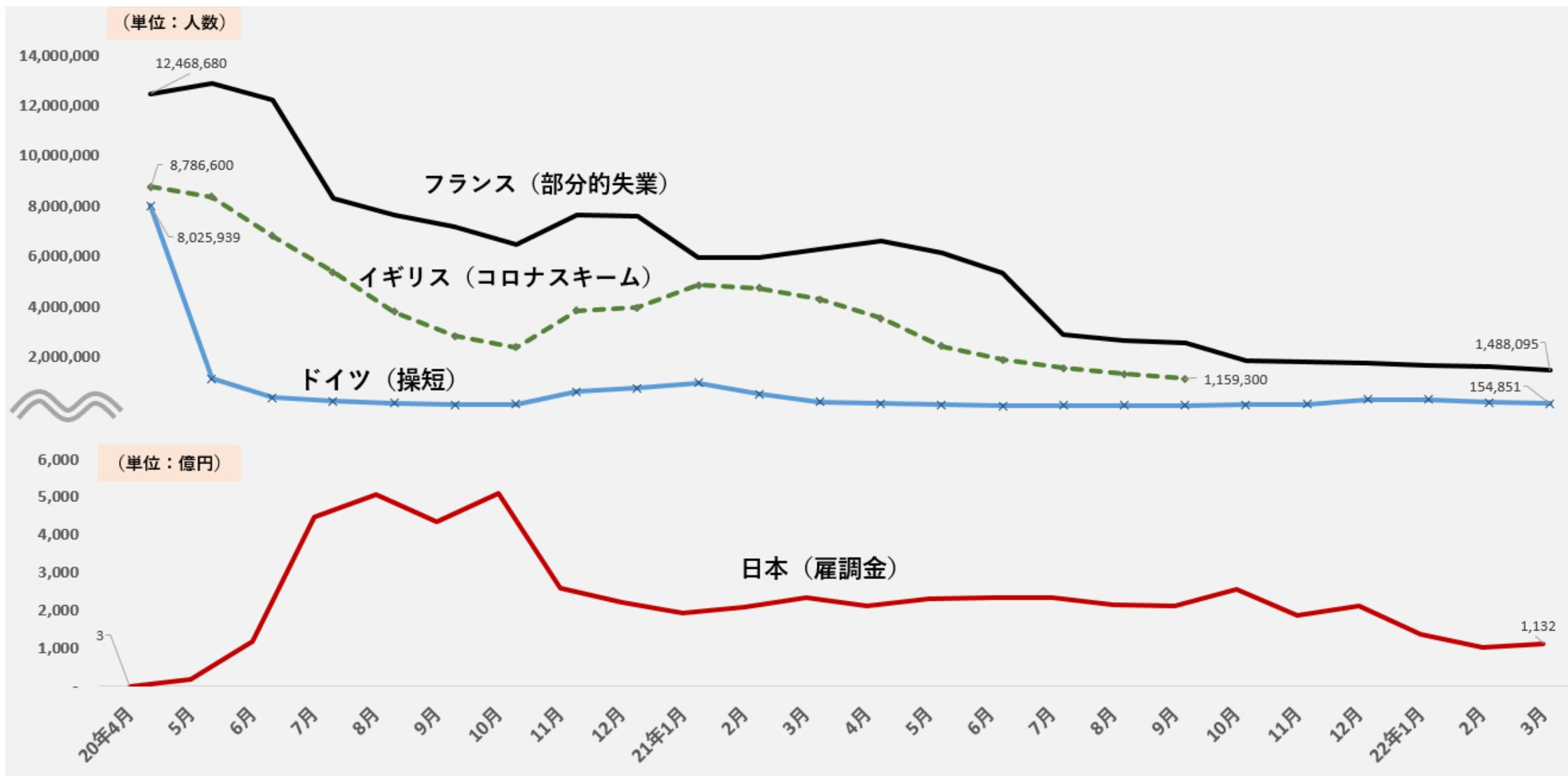
各国の主要雇用維持スキーム(1)

国名	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
制度名	操業短縮手当 (Kurzarbeitergeld, KuG)	部分的失業 (Chômage partiel – activité partielle)	新型コロナウイルス雇用維持スキーム (Coronavirus Job Retention Scheme)	給与保護プログラム (Paycheck Protection Program ,PPP)
概要	景気後退等により、顕著な休業(時間単位のものを含む。以下同じ)があり、その旨が連邦雇用エージェンシーへ事前に届け出られていた場合に、当該休業を余儀なくされた労働者について、当該休業により減少した賃金の一部を助成する制度。コロナ禍においては特例措置が実施された。	不景気や災害など経済情勢の悪化を理由として、企業が事業運営の短縮あるいは一時停止を余儀なくされて、労働時間の削減や事業所の一時閉鎖を実施した場合に、事業主に対して助成を行う制度。コロナ禍においては特例措置が実施された。	新型コロナウイルスの影響を被った雇用主が、従業員を一時帰休にする場合(20年7月から時短労働も対象)、その間の賃金等を雇用主に支給する制度。コロナ禍において新設された。	従業員数500人以下の中小企業等に対し、1,000万ドルを上限に、従業員の月間平均給与総額の2.5倍を連邦政府(財務省中小企業庁:SBA)の保証で融資する制度。CARES法(The Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security Act. 20年3月27日成立)に基づく。融資の返済は、一定の割合を給与関連の費用に充てることなどを条件に免除される。アメリカは一部の主な州が「操業短縮補償(STC-Short Time Compensation)」という雇用維持スキームを設けていたものの、企業の認知度は低く、当時のトランプ政権はコロナ禍の失業急増に対応するため、雇用維持目的の資金を中小企業の事業主に事実上提供する緊急融資制度である給与保護プログラム(PPP)を設け、コロナ危機対応の柱に据えた。
所管	連邦雇用エージェンシー(BA)	全国商工業雇用連合 (UNEDIC)・労働省	歳入関税庁(HMRC)	中小企業庁(SBA)

各国の主要雇用維持スキーム(2)

国名	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
助成率	<p><従来措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の3分の1以上の従業員について10%以上の所定内賃金の減少がある場合、休業・時短労働者に対し、賃金減少分の60%(子がある場合は67%)を助成。 ・操短にかかる社会保険料は雇用主負担。 ・事前に労働時間口座をマイナスにする。 <p><特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の10%(従来は3分の1)以上に10%以上の所定内賃金の減少がある事業所において、賃金が通常時の50%以上減少した労働者につき、 ・支給開始から3カ月間は従来通り賃金減少分の60%(子がある場合は67%) ・4カ月目から70%(同77%) ・7カ月目から80%(同87%) ・操短にかかる社会保険料は21年6月末まではBAが全額負担したが、21年7月からは50%に(要件を満たす訓練を操短中に実施した場合全額BA負担)。 ・事前に労働時間口座をマイナスにしなくて良い。 	<p><従来措置></p> <p>休業・時短労働者に対し、企業は休業分の賃金額の70%を補償する義務があり、賃金支給した企業に対しては、20年2月当時の最低賃金に基づき7.74ユーロ/h(250人以下は7.23ユーロ)を国(および失業保険)が助成。</p> <p><特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・(2020年3月～5月)休業・時短労働者に対し、企業は休業分の賃金額の70%を補償する義務があり、当該70%分について全額(100%)助成。ただし、その後、感染状況に伴い、以下、段階的に休業補償割合と助成率(国100%)を引き下げた。 (20年6月)一般 休業補償70%,助成率国85%企業15% 特定業種 休業補償70%,助成率国100% (21年7月)一般 休業補償60%,助成率国60%企業40% 特定業種 休業補償70%,助成率国85%企業15% 特定地域企業 休業補償70%,助成率国100% (21年9月)一般・特定業種 休業補償60%,助成率国60%企業40% 特定地域企業 休業補償70%,助成率国100% (21年12月～22年4月)*オミクロン対応 一般 休業補償60%,助成率国60%企業40% 特定業種 休業補償70%,助成率国100% 特定地域企業 休業補償70%,助成率国100% (22年5月～7月) 全業種・全地域 休業補償60%,助成率国60%企業40%(ただし、一部感染上の措置が必要な企業を除く) * 特定業種:リスト化された201業種(改訂あり)が対象。 * 特定地域企業:行政上の感染防止策が実施された地域において事業活動が停止した企業 	<p><従来措置></p> <p>—</p> <p><特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業労働者(3週間以上の連続した休業のみが対象)に対し休業部分の賃金額の80%(月2500ポンドが上限)を助成。 ・20年7月から時短労働者も対象に加えた。 ・雇用主負担分の社会保険料徴収は免除(20年8月以降は徴収を再開)。 ・(20年9月)助成率を70%に引き下げ(上限額は月2187.50ポンド) ・(20年10月)助成率を60%に引き下げ(上限額は月1875ポンド) ・(20年11月～)制度延長に伴い、助成率を80%に引き上げ(上限額は2500ポンド) ・(21年7月)助成率を70%に引き下げ(上限額は月2187.50ポンド) ・(21年8-9月)助成率を60%に引き下げ(上限額は月1875ポンド) ・対象となる労働者は、少なくとも通常支払われる賃金の8割の支払いを受けることとされ、社会保険料および助成部分との差が雇用主負担。 	<p><従来措置></p> <p>—</p> <p><特例措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員の月間平均給与総額の2.5倍を連邦政府の保証で融資(1,000万ドル上限)。 ・融資の返済は、(1)融資の60%(PPP柔軟化法施行前は75%)を給与関連の費用に充てる、(2)2020年2月15日時点の雇用を維持又は同年12月31日(同6月30日)までに再雇用、給与水準を維持、を条件に免除。完全に維持すれば全額の返済を免れるが、雇用の削減や25%以上の給与の減額を行なった場合、その程度に応じて返済免除額が減額。 ・21年統合歳出法(2020年12月27日成立)で2回目も利用可能に。条件は(1)従業員300人以下、(2)2020年のいずれかの四半期の総収入が前年同期に比べて25%以上減少、など。融資の上限は200万ドルに縮小。
	特例措置の実施期間	2022年6月末まで延長(注) (注)ウクライナ戦争の影響で、一部は9月末まで ・10%以上の従業員が影響を受けた場合に助成 ・事前に労働時間口座をマイナスにしなくて良い等	2022年7月末まで延長	2021年9月末で終了済

雇用維持スキームの利用状況推移



出所：英独仏 JILPTコロナサイト (<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/covid-19/f/f12.html#f12-jp>)。日本 (<https://www.mhlw.go.jp/stf/wp/hakusyo/roudou/20/backdata/1-6-5.html>)、

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000781615.pdf>)、(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)。

(参考) 就業者数(2020)：ドイツ 4186万人、フランス 2700万人、イギリス 3246万人、日本 6676万人。

(注) 指標は各国の業務統計であり、国により給付の制度や支給要件等が異なり、各国間の比較には注意が必要である。あくまで、それぞれの国における推移を参考掲載している。

フランス：部分的就業(失業)手当の申請ベースの対象者数(月次)、イギリス：各月末時点の対象者数(日次データから各月末の数値を参照)、ドイツ：操短手当の新規申請時における対象従業員数(月次)

日本：雇用調整助成金の支給決定額(週次を月毎の合計に再編集)

雇用維持スキームに対する各国の支出額

	ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ	日本
就業者数 (2020)	4186万人	2700万人	3246万人	1億4779万人	6676万人
国内総生産 (2020)(名目、 各国通貨)	3兆3700億ユーロ	2兆3000億ユーロ	2兆1100億ポンド	20兆8900億ドル	538兆円
雇用維持ス キーム	操業短縮手当	部分的失業	コロナウイルス 雇用維持スキーム	給与保護プログラム (PPP)	雇用調整 助成金
財源	雇用保険財源 (不足時、一般財源)	失業保険(社会保 障会計を含む)および 一般財源	一般財源	一般財源	雇用保険財源 (雇用保険2事業)およ び一般財源
特例措置期間	2022年6月末まで延長 (※)一部は9月末まで	2022年7月末まで延 長	2021年9月末終了	2021年5月末終了	2022年9月末まで延長
支出額 ・2020年 ・2021年 ・合計	・221億ユーロ ・202億ユーロ 計 423億ユーロ (5.5兆円)	・255億ユーロ ・92億ユーロ 計 347億ユーロ (4.5兆円)	・464億ポンド ・236億ポンド 計700億ポンド (10.6兆円)	※融資返済免除額 ・5016億ドル ・2282億ドル 計7298億ドル(83.2兆 円)	・3.2兆円 ・2.3兆円 計 5.5兆円

出所: 就業者数および国内総生産は『データブック国際労働比較2022』

支出は以下のサイト。(注) 日本のみ、4月～翌3月の年度ベース。他国は1月～12月の年ベース。

ドイツ (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2020_ba146981.pdf、冒頭) (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2021_ba147450.pdf、冒頭、p.105)

フランス (https://www.unedic.org/sites/default/files/2022-03/Une%CC%81dic_%20Activite%CC%81%20Partielle%202020-2021.pdf) p. 54, TABLEAU 5.

イギリス (<https://www.gov.uk/government/statistics/coronavirus-job-retention-scheme-statistics-16-december-2021>)

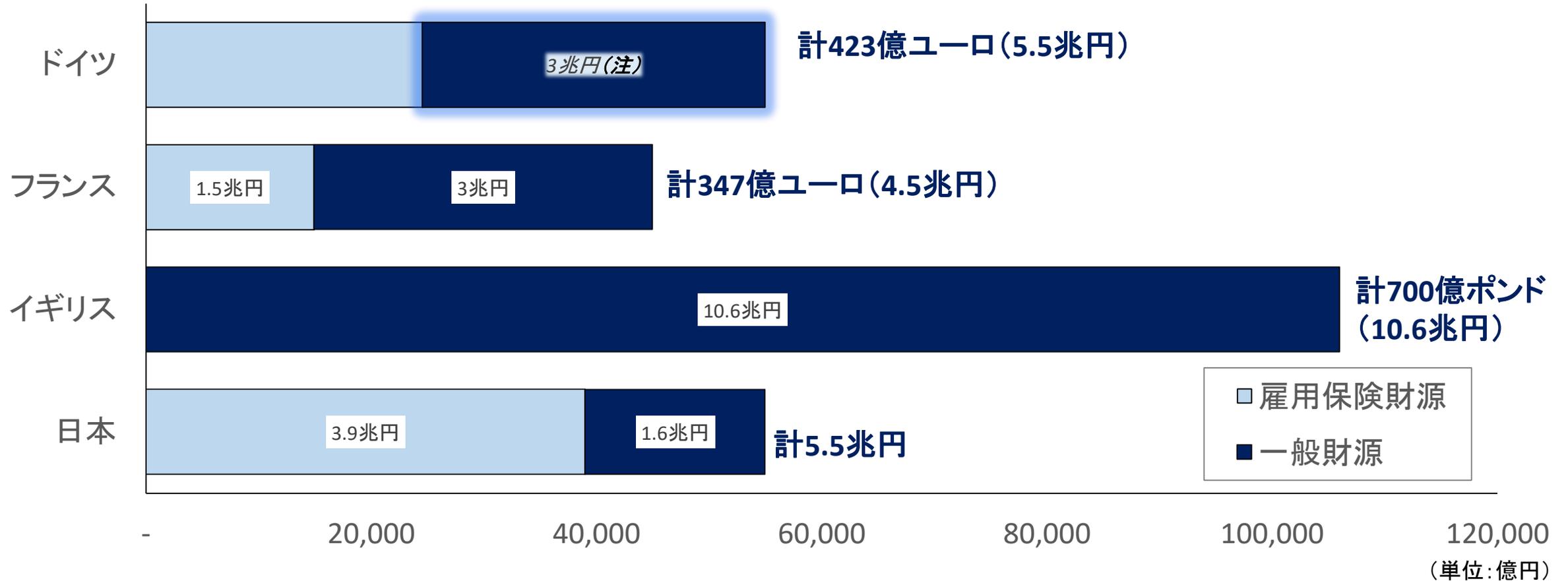
アメリカ (https://www.sba.gov/sites/default/files/2022-05/2022.05.22_Weekly%20Forgiveness%20Report_Public-508.pdf) (22年5月22日現在)

日本 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#numbers) (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20220413/01.pdf) S17

換算レート: 1ドル=114円、1ポンド=151円、1ユーロ=129円 (21年12月30日)。

(※): ウクライナ戦争の影響で、特例の一部(10%以上の従業員が影響を受けた場合に助成、事前に労働時間口座をマイナスにしなくて良い等)は9月末まで。

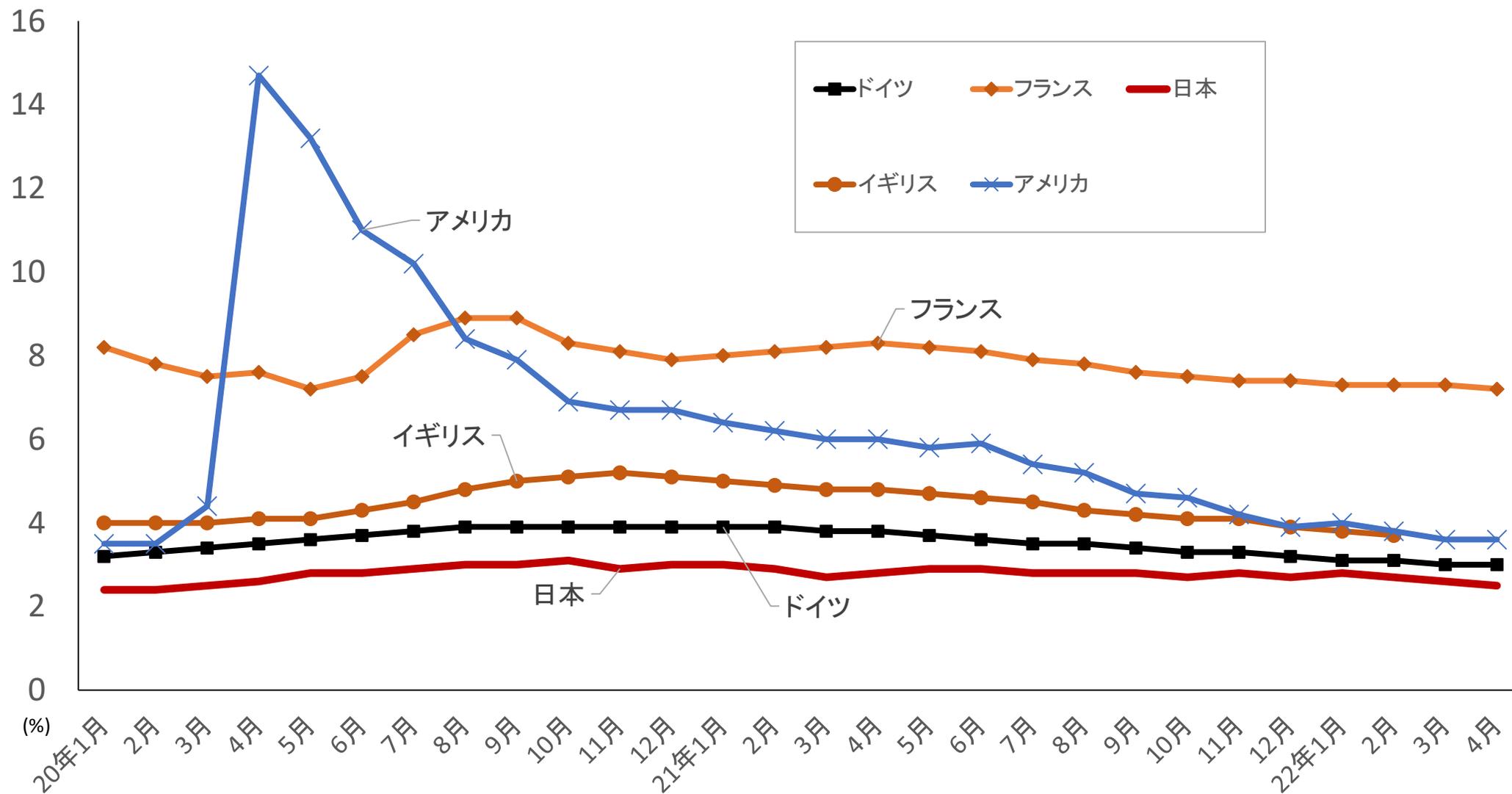
雇用維持スキームの財源比較(2020年、21年の合計額)



出所: 日本 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html#numbers) 厚生労働省ウェブサイト(雇用調整助成金)
 (https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia20220413/01.pdf) 財政制度審議会財政制度分科会
 (22年4月13日開催) 配布資料1,P18
 イギリス (<https://www.gov.uk/government/statistics/coronavirus-job-retention-scheme-statistics-16-december-2021>)
 ドイツ (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2020_ba146981.pdf, 冒頭) (https://www.arbeitsagentur.de/datei/geschaeftsbericht-2021_ba147450.pdf, 冒頭, p.105)
 フランス (https://www.unedic.org/sites/default/files/2022-03/Une%CC%81dic_%20Activite%CC%81%20Partielle%202020-2021.pdf) p. 54, TABLEAU 5.

注: ドイツは、雇用維持スキームに対する赤字補填ではなく、雇用保険財政全体に対する赤字補填(一般財源)。
 支出は、日本のみ4月～翌3月の年度ベース。他国は1月～12月の年ベース。
 換算レート: 1ポンド=151円、1ユーロ=129円 (2021年12月30日)

諸外国の失業率推移(2020~22年、毎月)



出所: OECDデータベース <https://data.oecd.org/unemp/unemployment-rate-forecast.htm>

スキーム特例と労働市場の動向

・ドイツ:スキーム特例22年6月末まで(一部、9月末まで)

失業率は、21年9月(3.4%)に危機前の水準(20年3月3.4%)に回復し、低下継続(22年4月3%)。サービス、飲食、観光等で求人が増加(サービス業は18年10月以来の高水準)

・フランス:スキーム特例22年7月末まで

失業率は、21年10月(7.5%)に危機前の水準(20年3月7.5%)に回復し、低下継続(22年4月7.2%)。宿泊・外食、病院で人手不足が深刻。

・イギリス:スキーム 21年9月末終了

失業率は、21年12月(3.9%)に危機前の水準(20年3月4%)に回復し、低下継続(22年2月3.7%、47年ぶりの低水準)。スキーム終了後予想された失業増は生じず。雇用回復と同時に非労働力人口増。

・アメリカ:スキーム特例21年5月末終了

失業率は、21年12月(4.2%)に危機前の水準(20年3月4.4%)に回復し、低下継続(22年4月3.6%)。2022年4月の自発的離職者数442.4万人と、高水準(特にレジヤ、ホスピタリティー分野)。

注:OECDは、雇用維持スキームがOECD諸国の5,000万人以上の雇用を支え、これは世界金融危機時の10倍に相当するとしている。

雇用維持スキームの特定業種に対する特例措置等

フランス:

観光、宿泊、外食、文化、運輸、スポーツ、イベント等の業種を特例措置の対象となる特定業種と定め、他業種より優遇された助成率を適用(P.4参照)した。特定業種はリスト化(P.12参照)されており、201業種(21年6月現在)にのぼる。なお、リストは感染状況に伴い随時改訂される。

また、その他、行政上の感染防止策が実施された地域において事業活動が停止した企業を対象に、特定地域企業として優遇助成が得られる特例措置が講じられた(22年4月まで)。

アメリカ:

宿泊業や外食産業の事業者に対して条件を優遇する特例措置が講じられた。PPPの2回目の申請を行なう場合、月間平均給与の3.5倍(通常は2.5倍)に拡大(上限額は他産業と同じ最大200万ドル)した。

※ドイツ、イギリスは、雇用維持スキームの特定業種に対する特例措置はない。

Décret n° 2020-371 du 30 mars 2020 relatif au fonds de solidarité à destination des entreprises particulièrement touchées par les conséquences économiques, financières et sociales de la propagation de l'épidémie de covid-19 et des mesures prises pour limiter cette propagation

Article ANNEXE 1

Version en vigueur depuis le 10 février 2021

ANNEXE 1

Version en vigueur depuis le 10 février 2021

Modifié par Décret n°2021-129 du 8 février 2021 - art. 1

1	Téléphériques et remontées mécaniques
2	Hôtels et hébergement similaire
3	Hébergement touristique et autre hébergement de courte durée
4	Terrains de camping et parcs pour caravanes ou véhicules de loisirs
5	Restauration traditionnelle
6	Cafétérias et autres libres-services
7	Restauration de type rapide
8	Services de restauration collective sous contrat, de cantines et restaurants d'entreprise

72	
73	Fabrication de cidre et de vins de fruits
74	Production d'autres boissons fermentées non distillées
75	Intermédiaire du commerce en vins ayant la qualité d'entrepôt agréé en application de l'article 302 G du code général des impôts
76	Commerçant de gros en vins ayant la qualité d'entrepôt agréé en application de l'article 302 G du code général des impôts
77	Intermédiaire du commerce en spiritueux exerçant une activité de distillation
78	Commerçant de gros en spiritueux exerçant une activité de distillation

特定業種リスト(連帯基金対象業種)

●新型コロナ感染拡大の影響を直接受けた業種(S1: 78業種)

- ・観光、宿泊、外食、文化、運輸、スポーツ、イベント等

●上記業種の影響を波及的に受けた業種(S1 Bis: 123業種)

- ・洋菓子販売
- ・生花店、園芸、花等卸売
- ・クリーニング、清掃
- ・スキー用品製造
- ・ガソリンスタンド
- ・履物や皮革製品の修理等

(S1改訂21年2月、S1 Bis改訂21年6月)

(参考) 諸外国の航空産業に対する支援

ドイツ	フランス	イギリス	アメリカ
<p>・雇用維持スキームで業種を限定した施策は実施されていない。</p> <p>・ルフトハンザ航空の操短者は10万人(全従業員14万人)、ほか3万人を転職斡旋。22年6月需要急増に人員配置が追いつかず、夏に900以上フライトキャンセル見込み。</p> <p>・雇用維持スキーム外で、ルフトハンザ航空は90億ユーロの政府支援を受けた(うち30億は融資)。21年秋に融資分は早期返却。政府は23年10月までに救済措置で出資したルフトハンザ株式を売却予定。</p>	<p>雇用維持スキームの一環ではないが、政府はエールフランスに対して2020年4月に総額70億ユーロの融資が行なわれ、この融資によってエールフランスの従業員の雇用が救われたとする労組幹部の発言があるため、結果的に雇用維持につながったと捉えられている。なお、エールフランスは2020年3月～4月にかけて、部分的失業制度の特例措置を従業員の8割が活用していたとされている。</p>	<p>業種を限定した雇用維持施策は実施されなかったが、航空運輸業は雇用維持スキームから10～20億ポンドの賃金助成(5万5000人に適用)のほか、公的な低利貸付制度からの融資などで、総額72億ポンドの支援を受けたとされる。</p>	<p>PPPとは異なるスキームとして、航空会社対象の「給与支援プログラム(Payroll Support Program、PSP)」を創設。旅客航空会社、貨物航空会社及びそれらの請負業者が、従業員の賃金、給与及び福利厚生を支払いを継続するための資金を提供(2020年4月以降3回実施)。このうち旅客航空会社には総額540億ドルを拠出した。</p>

出所

ドイツ: <https://www.thelocal.de/20211112/lufthansa-pays-back-german-bailout-early-but-job-cuts-still-stand/>

<https://www.thelocal.de/20220609/germanys-largest-airline-cancels-hundreds-of-summer-flights/>

フランス: https://www.lemonde.fr/economie/article/2020/04/25/coronavirus-l-etat-vole-au-secours-d-air-france-avec-une-aide-a-hauteur-de-7-milliards-d-euros_6037717_3234.html

https://www.francetvinfo.fr/sante/maladie/coronavirus/pret-de-7-milliards-d-euros-de-l-etat-a-air-france-cela-va-permettre-de-sauver-les-50000-employes-defend-un-syndicat_3934103.html

<https://www.force-ouvriere.fr/air-france-80-du-personnel-passe-en-activite-partielle?lang=fr>

イギリス: <https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cdp-2021-0082/>

アメリカ: <https://home.treasury.gov/policy-issues/coronavirus/assistance-for-american-industry/airline-and-national-security-relief-programs>